

機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めること。

②豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めること。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意すること。

ウ. 豪雨後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等の十分な把握に努めること。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告様式の変更について」（令和3年11月8日付下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（令和4年4月1日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に基づき、速やかに報告すること。

②豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めること。

③都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第37条第1項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応すること。

(5)安全の確保について

(1)から(4)の業務のうち、特に増水、高潮等の後における所管施設の被災状況の把握などにおいては、当該事務に従事する者の安全確保に留意するようお願いします。

(6)出水期間中の工事の施工について

ア. 河川、海岸等に設置する工作物に関する工事、災害の誘因となる恐れのあるものや、工事関係者が災害を受ける恐れのあるものの施工は、出水期間中は極力避けるようお願いします。

イ. 砂防指定地、地すべり防止区域等に設置する施設に関する工事、土石流等の発生の恐れのある溪流等工事関係者が災害を受ける恐れのある箇所における施工は、工事従事者の安全確保等に十分留意するようお願いします。

ウ. 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いします。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にしてください。

エ. 工事期間が長期にわたるもの等出水期間中に施工することが特にやむを得ないものについては、その施工に際して、工事施工箇所周辺も含めて適切な防災措置を講ずるとともに、許可工作物設置者に対しても同趣旨について、十分に指導監督を行うようお願いします。

オ. 工事資材等により河積を阻害している事例や、仮締切の構造が不適切な事例も見受けられることから、事前の対応に万全を期すようお願いします。

カ. 「土砂災害等発生時の緊急連絡先について」（令和4年3月29日付砂防部保全課土砂災害対策室長事務連絡）により周知したとおり、工事事故関連の情報連絡について、確実に実施するようお願いします。

キ. 工事中の施設については、増水、高潮等による手戻りの防止対策を十分考慮するとともに、あらかじめ出来高の確認を行う等工事費の精算に支障を来さないよう資料の整備をお願いします。

ク. 増水、高潮、突風等に際して工事用建設機械、足場、仮囲い、工事看板及び材料等の流失・損壊、飛散を生じさせることのないよう、これらの管理に十分留意し、施工業者にその旨周知徹底をお願いします。

2. 災害時の体制の充実・強化について

(1)水防に関する体制の充実・強化

ア. 出水期前を基本に市町村等関係機関と水害対応タイムラインの確認を行い、洪水対応演習等においても、タイムラインに基づく訓練を行うなど、適切に演習等を実施するようお願いしたい。その際明らかになった課題を踏まえ、タイムラインの見直しを行うようお願いします。

イ. 河川の氾濫のおそれのある場合は、市町村長とのホットラインにより、必要に応じて、直接、河川の状況、水位変化、今後の見通し等の情報提供を行うようお願いします。

なお、洪水予報やホットラインなど、洪水時に市町村に提供する情報とその対応等については、市町村長とあらかじめ確認しておくようお願いします。

また、出水時のホットラインの実施状況等については、積極的に公表するとともに、WEB 会議システムを用いたホットラインについても積極的に実施するようお願いします。

ウ. 堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努めるようお願いします。

エ. 災害協定等に基づく出動要請に備えて建設業者等が待機する場合、「災害協定に基づく活動に備えた待機時における作業員等の安全確保について」（令和2年9月18日付国水防第93号、防災課長通知）等に基づき、作業員等の安全確保に留意するようお願いします。

オ. 関係市町村及び関係水防管理団体等の関係機関と、以下の水防に必要な情報の共有に努めるようお願いします。

- ・ 氾濫危険水位を設定した箇所の水位と洪水予報観測所の水位との関係
- ・ 氾濫危険水位を設定した箇所毎の浸水が想定される区域等
- ・ 内水・高潮・津波により浸水が想定される区域など

カ. 災害発生時において、応急対策活動や市町村等が行う避難誘導等に必要な情報であ

る浸水が想定される区域を事前に準備しておくようお願いします。

また、災害対応に必要な図面は常に最新のものに更新をお願いします。

- キ. 都道府県が管理する水位観測所で、水防計画において関係機関への水位等の通報及び水位の公表が義務付けられている水位観測所については、水位等の通報先、通報体制等を確認するようお願いします。
- ク. 河川の氾濫や内水被害等の発生するおそれのある危険箇所や、必要な箇所の天端水位（無堤部にあつては背後地地盤高相当の水位）、水位観測所における氾濫開始相当水位等について、改めて関係機関と適切に共有するようお願いしたい。なお、減災行動に必要な時間が確保されるよう、当該箇所に設置されている水位計から得られる水位情報や洪水の危険度分布の情報が避難情報の発令などに活用されるよう平時からの情報共有の活用を努めるようお願いします。
- ケ. 全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえ、人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）が浸水するおそれがあり、的確な避難判断が必要な箇所への危機管理型水位計の早期設置をお願いします。
- コ. 大規模氾濫減災協議会等において、危機管理型水位計の配置箇所を明確にするようお願いします。
- サ. 減災行動に必要な時間が確保されるよう、水位計によって得られた水位情報の活用を努めるようお願いします。
- シ. 人員及び水防資機材の動員計画について
  - ①洪水、内水、高潮及び津波時に際して迅速かつ効果的に人員及び水防資機材を動員、適切な水防工法が実施することができるよう、関係諸機関相互間において十分情報交換をするようお願いします。
  - ②水防資機材、通信機材及び応急工事用の機械の点検整備及び手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、避難用船艇、救命具、移動用排水ポンプ等を整備するようお願いします。
  - ③水防倉庫を点検し、備蓄資材を確認するとともに、予備資材の備蓄に努め、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議するようお願いします。なお、特に都市部においては、土砂の備蓄が不足しないよう留意するようお願いします。
  - ④災害発生等の非常事態に備え、人命救助、情報の収集及び緊急連絡等が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関と十分打合せを行うようお願いします。
- ス. 水防団員の確保及び所属する事業所に対する協力依頼について
  - ①水防団員の確保及び水防協力団体の指定促進のための住民、企業及び団体への積極的な広報活動や協力依頼を実施するようお願いします。
  - ②サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施するようお願いします。
- セ. 水防訓練の実施について

- ①水防団及び消防機関のみの水防訓練にとどまらず、住民の防災知識及び災害に対する心構えを確立するため、関係機関と協力し、多くの住民の参加による実態に即した総合的な訓練を実施するようお願いします。
- ②水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実戦的な訓練を実施するようお願いします。
- ③市町村地域防災計画に定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）、要配慮者利用施設及び大規模工場等が、避難確保計画又は浸水防止計画に基づき、自衛水防訓練が実施できるよう支援をお願いします。
- ソ. 水防計画に基づく情報提供、水防訓練への参加及び資機材の提供等の水防活動への協力が適切に行えるよう、あらかじめ計画の内容の確認や関係機関との調整を行うようお願いします。
- タ. 関係機関及び関係水防管理団体と密接な連携を保ち、局地的豪雨の発生による急激な水位上昇も念頭に置きつつ、漏水や侵食による変状や堤防の決壊を確認した場合の情報伝達、水防業務の責任分担や迅速かつ的確な情報伝達方法について、あらかじめ十分協議しておくようお願いします。
  - また、夜間、休日も含めた災害対応に関する協定会社等との連絡体制を構築しておくようお願いします。
- チ. 災害発生時の被害状況報告や災害の発生が予測される場合の連絡については、窓口を一元化して速やかに情報を集約し伝達するようお願いします。また、災害情報の収集・共有にあたっては、統合災害情報システム（DIMAPS）等を活用するようお願いします。
- ツ. 洪水、高潮時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図れるよう、水防管理団体と共同巡視を行い重要水防箇所の周知徹底を図るようお願いします。なお、重要水防箇所については、各都道府県の重要水防箇所の評価基準等に基づき、適切に定められていることを確認するようお願いします。
- テ. 水位等の通報及び公表、水位情報の通知及び周知、並びに予報及び警報の迅速かつ的確な実施について
  - ①水防上必要な雨量、水位及び波高等に関する各種観測施設の点検及び整備を行い、洪水予報及び水防警報、都道府県の水防計画に定められた関係者への水位等の通報及び公表、氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達情報の通知、並びに周知等を迅速かつ的確に実施するようお願いします。
    - また、関係機関と緊密な連絡を保ち、あらかじめ水位等の情報、予報、警報の受領及び伝達に関する責任を明確にしておくようお願いします。
    - さらに、浸水や侵食による変状を確認した場合には、必要な措置を講ずるとともに適切に市町村へ情報提供をお願いします。

②洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道、水位周知海岸、水防警報河川、水防警報海岸の指定については、十分に検討し速やかにその適切な指定に努めるようお願いします。また、洪水予報河川又は水位周知河川に指定しない河川においても、簡易な方法も活用し、市町村等に対し、浸水想定及び河川水位等の情報の早期提供に努めるようお願いします。

③災害時における通信機能の低下や混乱に備え、無線電話機の整備等通信情報システムの多様化を図るようお願いします。

ト. 適切な避難立ち退きについて

局地的集中豪雨における急激な出水又は異常高潮等の恐れがある地域においては、常時状況を監視するとともに、緊急時の避難対策について、あらかじめ地元関係機関と連絡をとりあい、迅速かつ確かな情報連絡の確保と避難の場所及び経路の周知徹底を図り、その対策に遺憾のないよう措置をお願いします。

ナ. 水防協議会の組織の確立、水防計画の作成及び公表

水防活動を円滑に行うため、自らの水防計画の見直しを図り、指定水防管理団体に対しても水防協議会等の組織の確立及び水防計画の作成又は見直しの徹底を図るとともに、その要旨を公表するようお願いします。

ニ. 指定水防管理団体に対し、水防協議会等の組織の確立、水防計画の作成又は見直し、水防団等の知識・技能向上のための研修等の開催、水防訓練の実施等について十分な協力及び助言を行うようお願いします。

ヌ. 桁下高の低い橋梁の堤防交差部からの越流等を防ぐため、大型の土嚢など必要な資機材を近傍に備蓄するなどの対策に努めるようお願いします。

ネ. 洪水、内水、高潮及び津波時に際して、水防活動に対する一般住民や自主的な防災組織の協力が得られるよう、あらゆる機会を利用して水防に関する基本的な考え方の普及に努めるようお願いします。

ノ. 洪水対応演習等において、都道府県の各部署の体制、役割等を再確認し、適切に演習等の実施をお願いします。

ハ. 企業の浸水被害軽減や早期の業務再開に資する BCP 作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いします。

ヒ. 周辺に住宅等の防護対象のある河川、下水道、海岸における洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域（以下、「浸水想定区域」という。）の指定・公表及び津波浸水想定区域の設定・公表を行うとともに津波防災警戒区域等について十分に検討し速やかにその適切な指定に努めるようお願いします。

なお、浸水想定区域は、複数の堤防の決壊地点を想定した場合の最大浸水域等を示したものであるため、より効果的な避難訓練等の実施に資するべく、想定決壊地点毎に想定した時系列氾濫シミュレーションの公表についても合わせて努めるようお願いします。

フ. 洪水予報河川又は水位周知河川に指定した河川の他、周囲に防御対象があるなど、避難の確保を図る必要がある河川については「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き

（令和2年6月）」等を参考に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水範囲や浸水深等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとします。また、把握した浸水が想定される範囲等を把握した場合は関係市町村に対して周知をお願いします。

ヘ. 市町村による地域防災計画の見直し、水害ハザードマップの作成・普及に関する支援を実施するようお願いします。なお、水害ハザードマップの作成にあたっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」を参照してください。

ホ. 災害時における被害軽減のため、応急活動や警戒避難等に必要な防災情報を常日頃から地域住民に提供し、災害に対する意識の向上を図ることが必要です。

このため、市町村による地域防災計画の見直しに対して支援等を実施し、市町村と協力してハザードマップ等の配布などによる防災情報の提供に努めるとともに、ハザードマップや過去の水害の事例等を活用した防災教育や避難訓練等を促進するようお願いします。

また、防災情報の提供においては、自治体単位で作られているハザードマップを地図上で一度に閲覧でき、他の防災情報とも自由に重ね合わせができるハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) (URLを入力するか「ハザードマップポータル」と検索) および想定決壊地点毎に想定した時系列氾濫シミュレーションが閲覧できる地点別浸水シミュレーション検索システム (<http://suiboumap.gsi.go.jp/>) (URLを入力するか「浸水ナビ」と検索) の活用を推進するようお願いします。

マ. 近年の災害事例に鑑みると、結果的に避難勧告等の発令が災害の発生に間に合わない場合や、発令から災害の発生までに時間的余裕がない事態も想定しておくことが必要となってきています。そのため、避難情報のあり方の見直しにより一本化された避難指示の発令を待つのではなく、周囲で生じている状況、行政機関等から提供される降雨や、河川水位の時系列の情報等から判断して住民自らが主体的な避難が可能となるよう、わかりやすい防災情報の提供に努めるようお願いします。

また、要配慮者の避難を考慮し、防災情報の提供を早期に行うようお願いします。

ミ. 住民自らの減災行動につながるよう河川状況を住民に切迫感を持って伝えるために、ウェブサイトによる河川情報の提供、ネットメディアや SNS 等を活用した情報発信など、住民に対する河川情報等の伝達体制の充実に努めるようお願いします。また、下水道に関して、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するようお願いします。

ム. 自然災害から命を守るためには、行政による公助のみならず、自助の精神に基づき、住民一人一人が災害時に適切に避難出来る能力を養う必要があり、子どもから家庭、さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育を進めることが重要です。このため、教育委員会、小中学校等と連携・協力して防災教育の支援を推進するようお願いします。その際、これまでに作成したコンテンツ（防災カードゲーム、動画）及びこれ

らコンテンツを収録した防災教育ポータルなどを有効に活用するようお願いいたします。

## (2) 土砂災害に関する体制の充実・強化

ア. 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）を踏まえ、土砂災害の警戒避難体制の充実・強化を図るため、下記事項に関して適切な対応及び市町村への積極的な支援に努めるようお願いいたします。

- ① 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
- ② 土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の徹底
- ③ 土砂災害警戒情報の周知及び精度向上
- ④ 避難指示の発令時に住民がとるべき行動の周知
- ⑤ 土砂災害警戒情報に基づく警戒避難体制の充実・強化
- ⑥ 要配慮者利用施設管理者等へ土砂災害の危険性等の説明実施及び避難確保計画の作成や避難訓練の実施の支援
- ⑦ 避難指示の発令・解除の際の助言
- ⑧ 避難訓練の実施
- ⑨ 情報の収集・伝達、共有化の推進
- ⑩ 自主防災組織等との連携強化
- ⑪ 防災教育、啓発活動の強化

イ. 土砂災害による被害が想定される土砂災害警戒区域等の適切な指定・公表を速やかに行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成・普及に関する支援を実施するようお願いいたします。また、市町村地域防災計画について、土砂災害警戒区域や要配慮者利用施設等が速やかに追記され、最新の情報になっていることの確認をお願いいたします。さらに、要配慮者利用施設が市町村地域防災計画に位置付けられている場合は、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施するよう、施設管理者に対して助言するようお願いいたします。

ウ. 災害対策の迅速かつ確かな実施を図るため、災害の発生が予想される場合にも、砂防ボランティア等の協力を得ながら、気象状況、出水状況、土砂災害発生状況、土砂災害の前兆現象及び避難指示の発令状況を速やかに本省、地方整備局等に連絡するとともに、地方公共団体・地域住民への情報提供の充実を努めるようお願いいたします。また、災害情報の収集・共有にあたっては、統合災害情報システム（DiMAPS）等の活用をお願いいたします。

エ. 土砂災害に備えた避難計画を住民自らで準備していた地区において、早めの要配慮者の避難など円滑な避難がされていたことを教訓として、警戒避難の好事例（<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/topics/dosyasaigai.html#/>）（URLを入力するか「土砂災害警戒避難好事例集」と検索）の共有等を通じて住民の警戒避難に関する意識を高め、確実な避難が行われるよう関係部局と連携して警戒避難体制の強化を図られるようお願いいたします。さらに、住民自らが地区個別の状況を考慮した上で、警戒避難体制を構築するために、土砂災害に関する出前講座や実践的な避難訓練の実

施、住民参加型のハザードマップ作成ワーキングの開催などに対し、より積極的に支援するようお願いいたします。また、危機管理部局と連携して地区防災計画制度の周知や住民による作成等の技術的支援及び取組状況の把握に努めてください。なお、地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例もあることから、避難訓練実施時では、地域の要配慮者を含め、地域内での声かけにより避難する取組や安全を確認する取組も行うようお願いいたします。

オ. 住民等に対する土砂災害警戒情報等の伝達体制の充実を図るため、CCTVによる現場画像情報等を地方公共団体、報道機関に積極的に提供するなど、テレビ放送を始めとする情報メディアやインターネット、SNS等の有効活用を努めるようお願いいたします。

カ. 令和元年東日本台風等を受けて設置された社会資本整備審議会土砂災害防止対策小委員会より、近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について答申（令和2年3月31日）を受けたことを踏まえ、警戒避難体制の強化にあたっては、「土砂災害の特性を考慮した避難の考え方について」（令和2年5月18日付砂防部砂防計画課地震・火山砂防室企画専門官事務連絡）に基づき必要な措置を講ずるようお願いいたします。

キ. 近年の土砂災害において、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所でも被害が発生した他、区域の認知度が十分でないこと等により、住民の逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、今後の基礎調査（区域の抽出）においては、より高精度な地形データを用いて抽出精度を向上するとともに、土砂災害警戒区域等の認知度を高めるため、現地に標識等の設置を促進するようお願いいたします。

ク. 令和3年7月及び8月の大雨において、土砂災害警戒情報が発表されているにもかかわらず、避難指示が発令されていない状況で、人的被害を伴う土砂災害が発生しました。土砂災害警戒情報が発表された場合は、「令和3年7月から8月の豪雨を踏まえた土砂災害に係る避難情報について」（令和3年9月6日付4府省庁連名通知）に基づき、市町村は避難指示を発令することが基本であることを改めて周知をお願いいたします。

## 3. 市町村等への支援措置について

### (1) 市町村への支援

ア. 水害、土砂災害の防止、軽減のための体制の充実を図るため、市町村に対して下記事項に関して積極的な支援に努めるようお願いいたします。

- ① 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、津波災害警戒区域等の指定や見直しに伴う地域防災計画の見直しとハザードマップの作成・普及及び避難訓練の実施
- ② ハザードマップの利活用として、避難の実効性を高める工夫であるマイ防災マップやマイ・タイムラインの作成等のように住民自ら手を動かす取組の促進
- ③ 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等に対する洪水予報等の情報伝達、並びにこれら施設の管理者等による避難確保計画及び浸水防止計画の作成の助言等
- ④ 水位周知河川等の指定がなされていない河川における簡易な方法を活用した浸水想定及び河川水位等の情報の早期提供

- ⑤浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等及び浸水被害軽減地区の指定に係る必要な情報提供、助言その他の援助
  - ⑥住民が落石等を土砂災害の前兆現象として覚知した場合、躊躇無く避難行動に結びつけられるように、土砂災害の前兆現象に関する情報、過去の土砂災害実績等を活用したリスク情報の提供及び、土砂災害関連情報を住民と防災関係機関が共有するための支援
  - ⑦水防団員確保のための住民、企業及び団体への広報活動や協力依頼
  - ⑧水防管理団体が民間事業者と連携した水防活動を実施できるよう、災害対応に関する協定の締結等の支援
  - ⑨市町村が設置した雨水貯留浸透施設の適正な機能維持のための助言等
  - ⑩発災前の警戒段階からの支援
  - ⑪市町村が行う災害応急対策に関する技術的助言等
  - ⑫地方公共団体が所管施設の管理を適切に実施するために必要な地形図や施設台帳等の基礎資料は、災害時の被害状況の把握の迅速化・効率化にも有効であるため、平時からの事前準備及び電子データ化の推進
- (2) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者への支援
- ア. 地下街等は、閉鎖的に地上に比べて浸水スピードが速く、電気設備の停電で避難困難となる等の危険があり、大きな被害を生じるおそれがあります。
- また、要配慮者利用施設は、要配慮者が一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。
- さらに、大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあります。
- このため、市町村と連携して、地下街・地下鉄及び接続ビル等、要配慮者利用施設及び大規模工場等に対し、以下の支援に努めるようお願いします。
- ①浸水に対する危険性の事前周知、水害、土砂災害防止の重要性の啓発
  - ②避難確保・浸水防止計画、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置及び訓練に関する技術的助言
  - ③洪水予報等の迅速な伝達に資するための情報伝達訓練の実施
  - ④地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達の実施
  - ⑤病院や地下街等の施設への浸水の防止など浸水被害軽減対策の推進（施設管理者が取組む止水板設置等に対する下水道浸水被害軽減総合事業の活用等）
  - ⑥接続ビル等との連携の強化
    - ・洪水、内水、高潮及び津波時において一体的な避難行動が行われることが想定されるにもかかわらず、一体的な避難確保・浸水防止計画が作成されていない隣接する二以上の地下街等に対し、共同して避難確保・浸水防止計画が作成されるよう支援をお願いします。また、共同して避難確保・浸水防止計画を作成する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、計画検討や連絡調整の場としての協議会の設

置が望ましいことを併せて周知するようお願いします。

#### 4. TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について

国土交通省では、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため設置された TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について、迅速に支援可能な体制を執っているので、発災時に支援が必要な場合は、TEC-FORCE の派遣要請等の必要な措置を執るようお願いします。

また、水防訓練等の実施にあたっては、TEC-FORCE の参加を要請する等、平時より連携を図るようお願いします。

#### 5. 関係機関による連携体制の確保

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害および平成 28 年 8 月の一連の台風災害を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築」に向け、大規模氾濫減災協議会をはじめとする各種取組を進めてきました。この取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めてきたところです。これらを踏まえ、上記 1 から 4 の取組を進めるにあたり、出水期前に開催する協議会等の枠組みを十分活用し、利水ダム管理者やメディア関係者など、多くの関係者の連携のもと、出水に対する減災・防災対策に万全を期すようお願いします。

また、当該協議会が設置されていない地域においても、関係機関による事前の情報共有と連絡体制確保のもと、関係機関で十分連携して取組を進めるようお願いします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、協議会等による情報交換の重要性はより高まっているところです。協議会の開催にあたっては、「令和 4 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和 4 年 5 月 10 日付国水計調第 2 号他、河川計画調整室長他通知）に基づき、可能な限り WEB 会議により開催するなど、効果的な情報共有を図るようお願いします。また、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切な対応を取るとともに、令和元年の洪水等を踏まえ、取組内容の充実のための協議等を十分に行うようお願いします。

国水防第17号  
令和4年5月16日

別記4（政令市） あて

水管理・国土保全局長  
（公印省略）

#### 出水対策について

出水期における災害の防止のための措置については、例年、「出水期における防災対策について」（国土交通事務次官通知）を通知し、徹底を図っているところです。また、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」との社会資本整備審議会の答申を踏まえ、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進してきたところです。

近年の気候変動の影響などを踏まえ、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」が現場レベルで進められているところですが、出水対策の実施にあたっては、水防災意識社会の再構築に向け、引き続き、大規模氾濫減災協議会等の場も活用し、多くの関係者との事前の備えと連携を強化し、防災・減災に係る取組を積極的に進められるよう配慮の上、下記事項に特に留意し、万全を期すようお願いします。

また、各取組の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、都道府県等が発信する感染症の発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて、必要な取組を実施するようお願いします。

特に、所管施設等の管理や災害対応等の業務に従事する職員及び契約業者の従業員の新型コロナウイルス感染防止策としてローテーションによる交代勤務の実施など万全を期すとともに、下記事項のうち、関係機関が参画する会議や訓練等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止や参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、延期や中止について検討をお願いします。

なお、出水期前でも豪雨により災害が発生していることから、出水期前から洪水等の発生を想定するなど、十分な対応に取り組まれるよう、お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

#### 1. 所管施設等の管理について

##### (1) 河川の管理

ア. 出水期前においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①河川について、巡視、点検を厳重に行い、流木、土砂等の堆積、樹木の繁茂、河岸侵食、工作物の周辺の局所洗掘等を確認した場合には、速やかに、適切な措置を行うこと。

特に、最近の被災箇所については、より厳重に警戒することはもとより、所要の対策を講じ、再度災害の発生の防止に努めること。

②河川に設置されている堤防や堰、水門、樋門、開門、陸開等の工作物については、以下の項目について、巡視、点検を厳重に行い、損傷している箇所等を発見した場合には、速やかに補修等の適切な措置を行うこと。さらに増水時及び平常時等における操作人員の配置計画、連絡体制及び操作規則等の確認を行い、現地において操作員等と操作手順について再確認すること。また、浸水被害の恐れのある排水機場については、土嚢や止水板の設置等、事前の浸水対策を行うこと。

##### 1) 堤防について

- ・堤防本体、護岸の損傷状況
- ・重要水防箇所の状況

##### 2) 堰、水門、樋門、開門、陸開等について

- ・施設本体、取付護岸、高水敷保護工の損傷状況
- ・ゲート、警報装置の作動状況
- ・下流側の河床洗掘の状況
- ・施設周辺の堤防の空洞化の状況

##### 3) 排水ポンプ場等について

- ・施設本体、取付護岸、吸水槽、吐出水槽、除塵機等の損傷状況
- ・ポンプの作動状況
- ・発電設備等の燃料の確保状況

③許可工作物については、その施設管理者が点検を行い、補修等が必要な箇所については、速やかに適切な措置を行わせること。操作を伴う施設については操作規則等を確認し、万一施設被害が発生した場合に備え、河川管理者（水利使用に関する許可工作物で許可権者と河川管理者が異なる場合には、その双方）への情報連絡のための連絡体制の確立を図ること。

④貯木、係船等河川及び海岸の占用物件で出水時に被害の発生原因となる恐れのあるものについては、関係者に対し、その撤去、係留及び固定等の措置を講ずるようあらかじめ十分指導すること。

⑤災害時における正確かつ迅速な情報提供による被害軽減のため、市が管理する水位観測所や雨量観測所等について、点検を出水期前に確実に実施すること。

また、危機管理型水位計、CCTV、簡易型カメラについても動作状況等の確認を行うこと。加えて、水位観測施設が被災した場合を想定し、CCTV映像や水位標などを活用して水位を把握できるよう努めること。

イ. 増水時においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①操作を伴う施設については、操作員等との夜間、休日、さらには不測の事態も想定した連絡体制を再確認し、適切な操作員等の配置とし、操作規則等に基づいた適切な操作を行わせること。なお、操作員等に対して、本操作前の動作確認の実施を徹底すること。また、操作に必要な情報を得るため、水文・水理観測及び気象情報の収集を的確に行い、操作に関しては、記録を確実に残すこと。

②排水ポンプ場については、事前に作動確認を行うとともに、不具合が確認された場合に排水ポンプ車を配置する等、代替手段を確保すること。また、施設のメンテナンスに関わる業者との連絡体制を再確認し、緊急の修理時等にも対応できるよう準備すること。

なお、排水ポンプの操作については、運転時の運転状況の監視を行うとともに、操作規則等に基づき、適切に運転調整等の必要な措置を講ずること。

③増水時においては、あらかじめ重要度に応じて定められた巡視及び必要に応じて実施する巡視、巡視の際の確認項目等に基づき、変状や浸水状況等の確認に努めること。また、水防団等と連携し危険箇所の水位の状況や浸透等の重点的な監視に努めること。

④巡視等により変状が確認された場合は、被害の拡大を防止するため、速やかに応急対策を実施すること。

⑤水文・水理観測については、観測員や保守点検業者等との夜間、休日、さらには不測の事態も想定した連絡体制を再確認し、適切な観測員等を配置するとともに、安全確保に努めること。

ウ. 増水後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①増水後においては、過年度の出水も踏まえ、速やかに河川管理施設の被災状況等を十分に把握し、被災箇所の復旧を急ぐとともに、2次災害の発生などが予想される場合は、その旨の周知を図る等適切な措置を講ずること。また、許可工作物については、ア. ③の連絡体制により情報を収集し、適切な措置を講じさせること。

②被災した場合は、被災箇所の状況（増水等の時間的な経過、堤内地の湛水の状況、氾濫の状況等）並びに実施した措置の状況を時系列に記録すること。

また、氾濫の状況等については、速やかに情報を収集する体制の強化を図るとともに、防災ヘリや人工衛星などの映像を活用することとし、把握した情報については、被害軽減のための応急活動や避難活動等の対応に活用すること。

③治水施設の効果については、速やかに公表すること。

(2) 下水道施設の管理

ア. 出水期前においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①雨水を排除するための下水道施設（管きよ、ます、マンホール、樋門・樋管、伏越し、

雨水調整池及びポンプ場・処理場）については、施設の損傷の有無の確認に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を行うこと。特に、令和3年の下水道法改正により、フラップゲートのように操作を伴わない樋門等であっても、腐食や破損等により開閉できない事象が発生するおそれがあることから、樋門等については操作の必要性の有無にかかわらず点検を1年に1回以上行うこととされており、樋門等のゲートの開閉に不具合がないか点検を行うとともに、樋門等の機能に支障が予想される場合には、速やかに修繕等の適切な措置を行うこと。さらに、自家発電設備が適切に作動するよう、関係施設の保守、点検や修繕等について十分に留意すること。

また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図ること。

なお、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、施設管理者と連携の上、適切に対応すること。

1) 管きよについて

・土砂等の堆積状況

2) ますについて

・落葉、ごみ等の付着状況

・土砂等の堆積状況

3) マンホールについて

・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

4) 樋門・樋管について

・ゲートの開閉に係る不具合状況

5) 伏越しについて

・土砂等の堆積状況

6) 雨水調整池について

・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

・機能に影響を与える土砂等の堆積状況

・安全柵等の損傷状況

7) ポンプ場・処理場について

・ポンプ及び自家発電設備の作動状況

・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

・燃料備蓄の状況

②低地に設置されている処理場、ポンプ場、マンホールポンプ（制御盤）については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検すること。また、災害時において、下水道施設が浸水するおそれが高まったときには、止水板や大型土嚢などにより迅速に浸水防止の措置を講ずること。なお、ハード・ソフトによる施設浸水対策の実施については、「下水道の施設浸水対策の推進

について」(令和2年5月21日付国水下水事第13号、下水道部下水道事業課長通知)により策定された耐水化計画に基づき順次耐水化を進めること。

- ③施設の浸水時や広域・長期停電時における燃料供給体制(自家発電設備などを含む)について、発災後72時間の業務継続が可能となるよう努めるとともに、速やかな応急復旧対応を図るための資機材の配備など必要な措置を講ずること。
- ④短時間で大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずること。また、下水道施設の樋門等のうち、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等については、「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について」(令和3年7月15日付国水下水流第4号、下水道部流域管理官通知)及び「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」(令和2年5月26日付国水下水流第5号、下水道部流域管理官通知)を参考に適切な措置を講じ、操作規則を定めていない施設については、速やかに操作規則を作成すること。
- ⑤下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるよう、設計図書適切な保管を徹底すること。
- ⑥発災後の調査、応急復旧等にあたり、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援・受援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図ること。
- ⑦内水ハザードマップ未作成の市については、重点的に内水ハザードマップの作成を進めること。また、既に作成済みの市においても、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すこと。
- ⑧大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン(時系列の防災行動計画)等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図ること。

イ. 豪雨時においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

- ①迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員や契約業者の従業員等の配置体制(特に、夜間・休日の配置体制)を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めること。
- ②豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めること。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意すること。

ウ. 豪雨後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

- ①豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等の十分な把握に努めること。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告様式の変更について」(令和3年11月8日付下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(令和4年4月1日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、速やかに報告すること。
- ②豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に

努めること。

- ③都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第37条第1項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応すること。

(3)安全の確保について

(1)から(2)の業務のうち、特に増水等の後における所管施設の被災状況の把握などにおいては、当該事務に従事する者の安全確保に留意するようお願いします。

(4)出水期間中の工事の施工について

ア. 河川等に設置する工作物に関する工事で、災害の誘因となる恐れのあるものや、工事関係者が災害を受ける恐れのあるものの施工は、出水期間中は極力避けるようお願いします。

イ. 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等(以下「管きょ内工事等」という。)については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いします。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」にとりまとめているので、参考にしてください。

ウ. 工事期間が長期にわたるもの等出水期間中に施工することが特にやむを得ないものについては、その施工に際して、工事施工箇所周辺も含めて適切な防災措置を講ずるとともに、許可工作物設置者に対しても同趣旨について、十分に指導監督を行うようお願いします。

エ. 工事資材等により河積を阻害している事例や、仮締切の構造が不適切な事例も見受けられることから、事前の対応に万全を期すようお願いします。

オ. 工事中の施設については、増水等による手戻りの防止対策を十分考慮するとともに、あらかじめ出来高の確認を行う等工事費の精算に支障を来さないよう資料の整備をお願いします。

カ. 増水、突風等に際して工事中建設機械、足場、仮囲い、工事看板及び材料等の流失・損壊、飛散を生じさせることのないよう、これらの管理に十分留意し、施工業者にその旨周知徹底をお願いします。

2. 災害時の体制の充実・強化について

(1)水防に関する体制の充実・強化

ア. 出水期前を基本に関係機関と水害対応タイムラインの確認を行い、洪水対応演習等においても、タイムラインに基づく訓練を行うなど、適切に演習等を実施するようお願いします。その際明らかになった課題を踏まえ、タイムラインの見直しを行うよう

お願いします。

- イ. 堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努めるようお願いします。
- ウ. 災害協定等に基づく出動要請に備えて建設業者等が待機する場合、「災害協定に基づく活動に備えた待機時における作業員等の安全確保について」（令和2年9月18日付国水防第93号、防災課長通知）等に基づき、作業員等の安全確保に留意するようお願いします。
- エ. 国及び都道府県等の関係機関と、以下の水防に必要な情報の共有に努めるようお願いします。
- ・ 氾濫危険水位が設定された箇所との水位と洪水予報観測所の水位との関係
  - ・ 氾濫危険水位が設定された箇所毎の浸水が想定される区域等
  - ・ 内水・高潮・津波により浸水が想定される区域など
- オ. 災害発生時において、応急対策活動や市町村等が行う避難誘導等に必要な情報である浸水が想定される区域を事前に準備しておくようお願いします。また、災害対応に必要な図面は常に最新のものに更新をお願いします。
- カ. 水位等の通報及び公表、並びに水位情報の通知及び周知の迅速かつ的確な実施について
- ①市が管理する水位観測所で、水防計画において関係機関への水位等の通報及び水位の公表が義務付けられている水位観測所については、水位等の通報先、通報体制等を確認をお願いします。
  - ②水位周知下水道の指定については、十分に検討し速やかにその適切な指定に努めるようお願いします。
  - ③災害時における通信機能の低下や混乱に備え、無線電話の整備等通信情報システムの多様化を図るようお願いします。
- キ. 河川の氾濫や内水被害等の発生するおそれのある危険箇所等について、改めて関係機関と適切に共有するようお願いします。
- ク. 全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえ、人家や重要な施設（要配慮者利用施設・市役所・役場等）が浸水するおそれがあり、的確な避難判断が必要な箇所への危機管理型水位計の早期設置をお願いします。
- ケ. 大規模氾濫減災協議会等において、危機管理型水位計の配置箇所を明確にするようお願いします。
- コ. 減災行動に必要な時間が確保されるよう、水位計によって得られた水位情報の活用に努めるようお願いします。
- サ. 人員及び水防資機材の動員計画について
- ①洪水、内水、高潮及び津波時に際して迅速かつ効果的に人員及び水防資機材を動員、適切な水防工法が実施することができるよう、関係諸機関相互間において十分情報交換をするようお願いします。

- ②水防資機材、通信機材及び応急工事用の機械の点検整備及び手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、避難用船艇、救命具、移動用排水ポンプ等を整備するようお願いします。
  - ③水防倉庫を点検し、備蓄資材を確認するとともに、予備資材の備蓄に努め、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議するようお願いします。なお、特に都市部においては、土砂の備蓄が不足しないよう留意するようお願いします。
  - ④災害発生等の非常事態に備え、人命救助、情報の収集及び緊急連絡等が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関と十分打合せを行うようお願いします。
- シ. 水防に関する基本的考え方の普及徹底について
- 洪水、内水、高潮及び津波時に際して、水防活動に対する一般住民や自主的な防災組織の協力が得られるよう、あらゆる機会を利用して水防に関する基本的考え方を普及徹底するようお願いします。また、関係機関と緊密な連絡を保ち、あらかじめ水位等の情報、予報、警報の受領及び伝達に関する責任を明確にしておくようお願いします。
- ス. 水防団員の確保及び所属する事業所に対する協力依頼について
- ①水防団員の確保及び水防協力団体の指定促進のための住民、企業及び団体への積極的な広報活動や協力依頼を実施するようお願いします。
  - ②サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施するようお願いします。
- セ. 民間事業者と連携した水防活動を実施できるよう、災害対応に関する協定の締結等対応をお願いします。
- ソ. 水防訓練の実施について
- ①水防団及び消防機関のみの水防訓練にとどまらず、住民の防災知識及び災害に対する心構えを確立するため、関係機関と協力し、多くの住民の参加による実態に即した総合的な訓練を実施するようお願いします。
  - ②水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実戦的な訓練を実施するようお願いします。
  - ③必要に応じて水防団等の知識・技術向上のため、研修等を開催するようお願いします。
  - ④市町村地域防災計画に定める地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）、要配慮者利用施設及び大規模工場等が、避難確保計画又は浸水防止計画に基づき、自衛水防訓練が実施できるよう支援をお願いします。
- タ. 水防計画に基づき河川管理者・下水道管理者からの情報提供、水防訓練への参加及

び資機材の提供等の水防活動への協力が得られるよう、あらかじめ計画の内容の確認や関係機関との調整を行うようお願いします。

チ. 関係機関と密接な連携を保ち、局地的豪雨の発生による河川の急激な水位上昇も念頭に置きつつ、漏水や侵食による変状や堤防の決壊を確認した場合の情報伝達や迅速かつ的確な情報伝達方法について、あらかじめ十分協議しておくようお願いします。

また、夜間、休日も含めた災害対応に関する協定会社等との連絡体制を構築しておくようお願いします。

ツ. 災害発生時の被害状況報告や災害の発生が予測される場合の連絡については、窓口を一元化して速やかに情報を集約し伝達するようお願いします。また、災害情報の収集・共有にあたっては、統合災害情報システム（DiMAPS）等を活用するようお願いします。

テ. 洪水、高潮時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図れるよう、河川管理者と共同巡視を行い重要水防箇所の把握に努めるようお願いします。

ト. 適切な避難立ち退きについて

局地的集中豪雨における急激な出水又は異常高潮等の恐れがある地域においては、常時状況を監視するとともに、緊急時の避難対策について、あらかじめ地元関係機関と連絡をとりあい、迅速かつ的確な情報連絡の確保と避難の場所及び経路の周知徹底を図り、その対策に遺憾のないよう措置をお願いします。

ナ. 水防協議会の組織の確立、水防計画の作成及び公表

指定水防管理団体については水防協議会等の組織の確立及び水防計画の作成又は見直しを図るとともに、その要旨を公表するようお願いします。

ニ. 桁下高の低い橋梁の堤防交差部からの越流等を防ぐため、大型の土嚢など必要な資機材を近傍に備蓄するなどの対策に努めるようお願いします。

ヌ. 洪水対応演習等において、市の各部署の体制、役割等を再確認し、適切に演習等の実施をお願いします。

ネ. 水防協議会等の組織の確立、水防計画の作成又は見直し、水防団等の知識・技能向上のための研修等の開催、水防訓練の実施を行うようお願いします。

ノ. 企業の浸水被害軽減や早期の業務再開に資する BCP 作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いします。

ハ. 周辺に住宅等の防護対象のある下水道における雨水出水浸水想定区域の指定・公表を行うようお願いします。

ヒ. 地域防災計画の見直し、水害ハザードマップの作成・普及を実施するようお願いします。なお、水害ハザードマップの作成にあたっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」を参照してください。

フ. 災害時における被害軽減のため、応急活動や警戒避難等に必要な防災情報を常日頃から地域住民に提供し、災害に対する意識の向上を図ることが必要です。

このため、地域防災計画の見直し等を実施するとともに、ハザードマップ等の配布などによる防災情報の提供に努めるとともに、ハザードマップや過去の水害の事例等

を活用した防災教育や避難訓練等を促進するようお願いします。

また、防災情報の提供においては、自治体単位で作られているハザードマップを地図上で一度に閲覧でき、他の防災情報とも自由に重ね合わせができるハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>) (URL を入力するか「ハザードマップポータル」と検索) および想定決壊地点毎に想定した時系列氾濫シミュレーションが閲覧できる地点別浸水シミュレーション検索システム (<http://suiboumap.gsi.go.jp/>) (URL を入力するか「浸水ナビ」と検索) の活用を推進するようお願いします。

ヘ. 災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、災害発生時の被害状況報告はもとより、災害の発生が予想される場合にも、専門家等の協力を得ながら、気象状況、出水状況、浸水状況及び避難指示の発令状況等を速やかに本省及び地方整備局等に連絡するとともに、地域住民への情報の提供の充実に努めるようお願いします。

ホ. 近年の災害事例に鑑みると、結果的に避難勧告等の発令が災害の発生に間に合わない場合や、発令から災害の発生までに時間的余裕がない事態も想定しておくことが必要となってきています。そのため、避難情報のあり方の見直しにより一本化された避難指示の発令を待つのではなく、周囲で生じている状況、行政機関等から提供される降雨や、河川水位の時系列の情報等から判断して住民自らが主体的な避難が可能となるよう、わかりやすい防災情報の提供に努めるようお願いします。

また、要配慮者の避難を考慮し、防災情報の提供を早期に行うようお願いします。

マ. 住民等に対する河川情報等の伝達体制の充実を図るため、CCTV による現場画像情報等を報道機関に積極的に提供するなど、テレビ放送を始めとする情報メディアやインターネット等の有効活用を努めるようお願いします。

ミ. 河川の氾濫等の発生するおそれのある危険箇所等について、改めて関係機関と適切に共有するようお願いします。当該箇所に水位計が設置されている場合には、減災行動に必要な時間が確保されるよう、水位計によって得られた水位情報の活用を努めるようお願いします。

ム. 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは水害リスク情報として住民等へ周知するようお願いします。また、下水道に関して、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するようお願いします。

メ. 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、これを浸水被害軽減地区として指定することについて十分に検討し、その適切な指定に努めるようお願いします。

モ. 自然災害から命を守るためには、行政による公助のみならず、自助の精神に基づき、住民一人一人が災害時に適切に避難出来る能力を養う必要があり、子どもから家庭、さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育を進めることが重要です。このため、教育委員会、小中学校等と連携・協力して防災教育の支援を推進するようお願い

します。その際、これまでに作成したコンテンツ（防災カードゲーム、動画）及びこれらコンテンツを収録した防災教育ポータルなどを有効に活用するようお願いいたします。

### 3. 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者への支援措置について

(1) 地下街等は、閉鎖的で地上に比べて浸水スピードが速く、電気設備の停電で避難困難となる等の危険があり、大きな被害を生じるおそれがあります。

また、要配慮者利用施設は、要配慮者が一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあります。

さらに、大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあります。

このため、地下街・地下鉄及び接続ビル等、要配慮者利用施設及び大規模工場等に対し、以下の支援に努めるようお願いします。

ア. 浸水に対する危険性の事前周知、水害防止の重要性の啓発

イ. 避難確保・浸水防止計画、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置及び訓練に関する技術的助言

ウ. 洪水予報等の迅速な伝達に資するための情報伝達訓練の実施

エ. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達の実施

オ. 病院や地下街等の施設への浸水の防止など浸水被害軽減対策の推進（施設管理者が取組む止水板設置等に対する下水道浸水被害軽減総合事業の活用等）

カ. 接続ビル等との連携の強化

・洪水、内水、高潮及び津波時において一体的な避難行動が行われることが想定されるにもかかわらず、一体的な避難確保・浸水防止計画が作成されていない隣接する二以上の地下街等に対し、共同して避難確保・浸水防止計画を行うべく積極的な勧告に努めるようお願いします。また、共同して避難確保・浸水防止計画を作成する地下街・地下鉄及び接続ビル等に対し、計画検討や連絡調整の場としての協議会の設置が望ましいことを併せて周知するようお願いします。

### 4. TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について

国土交通省では、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため設置された TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）について、迅速に支援可能な体制を執っているのので、発災時に支援が必要な場合は、TEC-FORCE の派遣要請等の必要な措置を執るようお願いします。

また、水防訓練等の実施にあたっては、TEC-FORCE の参加を要請する等、平時より連携を図るようお願いします。

### 5. 関係機関による連携体制の確保

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害および平成 28 年 8 月の一連の台風災害を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築」に向け、大規模氾濫減災協議会をはじめとする各種取組を進めてきました。この取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めてきたところです。これらを踏まえ、上記 1 から 4 の取組を進めるにあたり、出水期前に開催する協議会等の枠組みを十分活用し、利水ダム管理者やメディア関係者など、多くの関係者の連携のもと、出水に対する減災・防災対策に万全を期すようお願いします。

また、当該協議会が設置されていない地域においても、関係機関による事前の情報共有と連絡体制確保のもと、関係機関で十分連携して取組を進めるようお願いします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、協議会等による情報交換の重要性はより高まっているところです。協議会の開催にあたっては、「令和 4 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和 4 年 5 月 10 日付国水計調第 2 号他、河川計画調整室長他通知）に基づき、可能な限り WEB 会議により開催するなど、効果的な情報共有を図るようお願いします。また、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切な対応を取るとともに、令和元年の洪水等を踏まえ、取組内容の充実のための協議等を十分に行うようお願いします。